

韓国の「多文化社会」化についての一考察

李 姪 姫

1 はじめに

単一民族神話が強く移民国家でもなかった韓国だが1990年以降外国人流入が本格化した。当時5万人弱（全体人口の0.1%）に過ぎなかったが、2010年4月30日時点で1,193,755人（全人口の約2.2%）に急増し、わずか20年の間に20倍以上に急増した。

滞留外国人の増加と定住化が進む中、韓国社会のさまざまな場面において「多文化」化が進行している。2000年以降、韓国政府の外国人政策（移民政策）も、従来の「管理・統制」中心の「閉鎖的・消極的」な政策から一転し、外国人の受け入れに対して「開放的・積極的」な「移民政策」へと基本方針を変えた。また国内外国人に対しても社会統合政策の一環として「多文化政策」が展開されるなど、政策的な大転換を図っている。

以上のような問題意識のもとに、本稿では、滞留外国人の増加と定住化の進行によって韓国社会がどのように変貌しつつあるのかを明らかにする。そのため、韓国政府の外国人政策の展開及び移民政策転換の背景、社会の諸場面における「多文化現象」について紹介したうえで、社会的にどのような問題が台頭しているのか、そして「多文化社会」化している韓国で、血統主義と単一民族国家としての理念のもとに形成されていた「韓国人」という国民として規定の変化についても考えてみたい。

2 「多文化社会」としての変貌と外国人の政策の変化

2-1 韓国は「多文化社会」なのか

(1) 「移住の世界化」と韓国の状況

過去の移民は労働人口の大量移住によって行われていたが、近年はグローバル化の進行によって国際的人口移動が活発になり、他の国に長期滞留する移民の形態が多様化している。国連では「1年以上の意図的な滞留を伴った国際人口移動を国際的移住（international migration）として定義しており、3か月以上外国に滞在している人々は「移民者」として把握されている。本稿では3か月以上の長期滞在外国人を「移民者（移住者）」として捉える。

韓国社会への外国人の移住は、世界的趨勢と比較すると遅れて始まった。全世界的レベルでは1965年以後、継続して人口の2%以上が国際移住していたが、韓国では1990年代に本格的な移住が始まって以来、短期間内に移住者が急激に増加した。移民政策を国家の人口政策の基本としているアメリカやカナダ、豪州、そして最近の20年間で多文化人口が急速に増加している英国、オランダなどに比べて、韓国は外国人の割合は人口全体に比べる

と低い数値である。しかし21世紀に突入した韓国社会は、驚くほど人口学的・文化的変化を経験し多文化社会に向かっており、今後、外国人の流入はさらに増加すると予想している。このような現状から、韓国が移民国家に向かっていくという意見に対して、既に多文化社会に移行しており移民国家であるとの見解もある。

(2) 政府関係者の現状認識⁽¹⁾

2005年4月、盧武鉉大統領の指示で外国人の社会統合政策の準備が開始されることになり、2006年4月に大統領主宰で開かれた会議で武鉉大統領は「韓国が多人種・多文化社会へと移行することは、すでに逆らうことのできない大勢」であり、したがって「多文化政策を通じて移住者を統合しようとする努力をしなければならない」と宣言した。

これに先立ち、2006年2月に行政自治部は「韓国が急速に多人種・多文化社会へと移行しているとの理解の下に行政目標を設定した」と発表した。また、当時の法務部長官は2006年6月に、「移民政策：外国人と平和に共存する開かれた社会にむけて」という公聴会を組織したときの開会の辞で、「現在韓国にはすでに85万人の外国人が居住しているなど急速に多人種・多文化社会に転換している」。「低出産・高齢化によって労働力不足がますます深化するのは火を見るように明らかな事実」で、「移民門戸を開放することは不可避であり、したがって多人種・多民族社会への突入もやはり逆らうことのできない時代的趨勢といえる」と述べた。

こうした大統領をはじめ政府のリーダーの発言などから、滞留外国人増加にともなう韓国社会の変化に対して政府関係者がどのような認識を持っていたのかが伺える。この意味で、韓国社会はもはや事実上（de facto）の多文化社会となったとも見て取れよう。

(3) 多文化社会への移行の段階

このように多文化社会へ変貌している韓国は、今どの段階にあり、どのような社会現象が現れているのだろうか。張は、多文化社会への移行段階を3つに分けて提示しているが⁽²⁾（表1）、この分類にしたがうならば、韓国の多文化社会への進行状況は「進入段階」を過ぎて「転換段階」にあるといえる。つまり、「進入段階」と「転換段階」に見られる大半の現象が現在韓国社会でも現われており、場合によって第3段階に見られるような現象も現われている。したがって、今の段階で十分な政策的対応が行われないうまま外国人の増加が継続されると、10年、20年後には現在表面化していない諸問題も台頭し、その問題解決にさらに大きなコストを払わなければならないことが予想される。

(1) チュムヒョン、2008、「多文化時代の少数者政策の手段に関する研究：参与政府の『多文化政策』を中心に」『韓国行政学報』第42巻第3号（2008秋）、pp.51-77.

(2) 張ミヘ、2008、「多文化社会の未来と政策的対応方案」『ジェンダーレビュー』秋号、p.47.

表1 多文化社会への移行段階別に直面する問題点

移行段階	現象	予測可能な危険
第1段階： 進入段階	移住民の全体の人口構成で示す可視的比重の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・主流社会では常識的に通用していた民族国家の構成員に対する混乱 ・移民者に対する主流社会の心理的抵抗と差別的態度 ・行動の多様性や価値観の相違にともなう規範意識の低下
第2段階： 転換段階	多文化家族の形成： 滞留期間の延長 →・独身移住者の家族形成 ・出身国別の共同体形成 (集団の居住地の出現)	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化家族内の家族構成員間の無関心と情緒的紐帯関係の弱化 ・言語障壁による家庭内の意思疎通機能の弱化 ・多文化家族の離婚率の増加と家族解体現象 ・少数の人種共同体の社会的孤立あるいは社会的貧困階層化 ・人種間の所得格差による新たなレベルの社会的不平等の深化 ・社会的一体感の解体
第3段階： 定着段階	多文化家族2世の社会進出と移住民共同体の再生産	<ul style="list-style-type: none"> ・移住民2世の人種的アイデンティティの混乱 ・教育水準が低く所得水準が低い移民者に対する社会福祉負担の増大(租税, 医療費と教育費, 社会サービスの提供に対する負担) ・移住民2世の場合, 家族内で社会化を通じて習得された主流社会の文化社会で混乱と葛藤, 犯罪と失業問題の可視化 ・人種間の社会的摩擦の増大 ・主流文化に対する抵抗の表面化(集団暴動など)による社会的不安の加重

出所：張ミへ，2008，「多文化社会の未来と政策的対応方案」『ジェンダーレビュー』秋号，p.47.

2-2 韓国政府による外国人政策の変化

(1) 外国人政策のパラダイムの変化と法制度の整備

韓国は、産業化と経済的發展という国家的課題を抱えていた1960年代と1970年代には国境管理のために消極的・受動的・閉鎖的な観点で出入国法令と制度が運営されており、外国人への規制と差別的な政策が行われていた。こうした外国人政策の基本的な方針は、移民の「逆転現象」が生じた1987年以降、つまり盧泰愚政権（1988-1992）の北方政策の推進と金永三政権（1993-1998）による世界化宣言（1993年）がなされた以降もあまり変化がなかった。

こうした中、1997年秋のアジア通貨金融危機による経済再建のために外国資本の誘致が必要とされたため、金大中政権（1998-2003）以降、それまで外国人の経済活動を制限していた関連規制が次々と撤廃・緩和された⁽³⁾。これをきっかけに外国人の地位・権利が大きく拡大され⁽⁴⁾、外国人政策にも大きな変化がみられた。すなわち、2000年代に入っ

らは、外国人政策は「相互理解と共存」という方向へ転換し、合法的な労働力の受け入れの模索と優秀な人材誘致、社会統合、国家安全システムの構築などのためにより積極的・能動的・開放的に進むことになった。以下で、2000年代以降の政策転換について述べたい。

2002年2月13日、韓国の法務部（出入国管理局）は「出入国管理行政の変化戦略計画」を発表し、「外国人と共に生きる開かれた社会具現」を目標に国際的水準の外国人の人権保護、外国国籍同胞の入国門戸及び就業範囲の拡大などを通じた開かれた出入国管理行政を実施すると宣言した。そしてこれを実現するための7大変化戦略の移行課題⁽⁵⁾を遂行することで時代の変化にふさわしい移民行政システム構築することにした。同年4月には「出入国管理法」の改正によって在留資格「永住」が新設された。それまでは長期滞在する外国人は「居住」(F-2)資格で5年おきに在留資格を更新しなければならなかったが、永住権制度の導入によって長期滞在外国人の居住権の向上が図られた⁽⁶⁾。そして2003年には雇用許可制の導入によって外国人労働者政策にも新たな展開が見られた（外国人労働者政策の法制度の変化は「表2」を参照）。

金大中政権から始まった移民政策の展開は、2002年からの「準備段階」を経て、盧武鉉（2003-2008）政権では移住民政策全般に対する内部検討が進められ、外国人政策のための法的根拠を備える段階へと進んだ。そして2006年前後から結婚移民者を中心とした移民に対する積極的な社会統合政策が展開されることになった（表3）。

2007年には「在韓外国人処遇基本法」（以下、「基本法」とする）が制定され、これ以降、法務部の「出入国管理国」は「出入国・外国人政策本部」として拡大・改編され、結婚移民者などを含めた外国人政策を総括し、外国人政策委員会を通じて最終的に官治するようになった。法務省は2007年10月、自治体や市民団体などの協力とともに教育機関の実態調査を行い、定住外国人のための社会統合プログラムの準備を開始した⁽⁷⁾。同年11月には、法務部と京畿道、国際移住機関（IOM）は「移民政策研究院」設立のための覚書を締結するなど、法務部は移民政策への積極的な姿勢を示した。

(3) とくに、「外国人土地所有禁止法」（1962年）や「外国人土地取得及び管理に関する法」（1970年）は1998年に施行された新たな「外国人土地法」によって撤廃された。それまで外国人は1世代当たり200坪以下の住宅1軒と50坪以下の店舗1つしか所有できなかった。このような差別政策によって最も被害を受けたのは韓国華僑だった。

(4) この新たな「外国人土地法」の施行によって国内外国人の財産蓄積を深刻に阻害していた要因が除去され、韓国華僑の経済的立地が大きく変わった。

(5) 7大移行課題とは、①国際的水準の外国人人権保護、②外国国籍同胞の入国門戸及び就業範囲の拡大、③適正な産業人材の支援のための外国人制度整備、④迅速で便利な出入国サービス、⑤外部専門家の政策関与と拡大、⑥不法滞留の画期的な減少、⑦移民行政インフラ構築である。つまり、グローバル競争時代において国家競争力の強化のためには、規制を主とする外国人政策から多文化に対する共生・共存を指向する出入国行政の変化の必要性を感じ、このため責任のある姿勢で転向的な政策を展開する方針である。

(6) この「永住」制度の新設によって韓国華僑もようやく安定した居住が保障されるようになった。また、2005年月には公職選挙法が改正され、永住権を取得した後3年が経過した19歳以上の外国人に地方選挙権が付与され、2006年第4回同時地方選挙の際、外国人有権者は6,579人で大部分が韓国華僑であった。2010年の第5回地方選挙では外国人有権者は12,878人で2倍近く増加した（『chosun.com』2010.6.2.）。

(7) 社会統合プログラムとは、韓国語課程と多文化社会理解課程からなる。このプログラムは2009年1月から国籍取得申請者を対象に試験的に実施し、次第に対象を拡大することになった。

表2 外国人労働者政策の法制度の変化

1987-1991	政策不在時期：不法就労者，不法滞留者の量産した時期
1991.11	海外投資企業の研修生制度を導入
1992.8	産業技術研修制度の拡大措置発表
1993.4	産業技術研修制度を中断，11月24日に再開
1993.11	産業研修制度を導入：「研修生」身分で「労働者」として活用していたため人権蹂躪など社会問題が深刻化した
1995.2.14	「外国人産業技術研修生の保護及び管理に関する指針」制定（労働部）
1995-1996	「雇用許可制」導入の試み失敗（労働部）
1998	「研修就業制」導入
2002.12	「就業管理制」導入（2002.7.1.から施行）：同年12月からサービス業部門に外国国籍同胞に限って労働者の地位が付与される
2004.8	「雇用許可制」導入 産業研修制度並行（2007年から廃止）
2007.1	「雇用許可制」の一元化 外国国籍同胞を対象とした「訪問就業制」導入

出所：[筆者作成]

2008年3月には「多文化家族支援法」が制定された（2008.9.22から施行）。これ以降，各省庁は移住者を統合する関連政策の開発と立案のための競争に積極的に取り組んだ。地方自治団体は2006年8月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」を策定し，中央政府より一足先に地域レベルでの社会統合の推進に力を入れた。

盧武鉉政権による移民政策や社会統合政策の基本的な方針は李明博政権の下でも引き継がれているといえる。しかし，盧政権においてその基本方針は，人権や社会福祉問題としての側面が強かった反面，李政権では移民政策は国家競争力のための重要な課題の一つとして認識されている。そうした側面について，宣は，韓国における移民政策レジームの形成がリベラル政権（金大中政権と盧武鉉政権）の「人権」重視移民政策から保守政権（李明博政権）では「競争力」重視の政策運用として変化していると分析している⁽⁸⁾。では，ここでいう「競争力」重視とは何か。

韓国は2000年代以降，政治，経済，社会，文化などすべて分野において先進化になるための課題が残されており，ここで国家競争力を高めるための最大のポイントの一つとなるのが人材の確保である。そこで，より積極的に開放的な移民政策を展開し受け入れた外国人の社会統合を図る政策に真剣に取り組むことになった。外国人（単純労働者）雇用政策の合法的法制度化の進展，外国からの留学生や優秀な人材の誘致政策（プログラム）の展開，そして結婚移民者を中心した多文化政策（結婚移民者及び2世への支援対策）はこうした意図によるものである。とくに結婚移民者及び2世は近い将来いずれ韓国の「国民」とな

(8) 宣元錫，2010，「移民政策のマネジメント化—保守政権下の韓国移民政策」移民政策学会編『移民政策研究』第2号，pp.105-109.

る存在として認識されており、したがって韓国社会への早期定着及び統合のために積極的な支援対策（多文化政策）が行われることになった。

表3 外国人の社会統合関連政策の推進過程

【初期の準備段階】	
2005.4	盧武鉉大統領の指示（「貧富格差・差別是正委員会」）で外国人の社会統合政策準備を開始する
2005.8.16	《女性結婚移民者の支援方案推進》 第1次対策会議の開催⇒滞留不安定問題の解消のため
2005.11	第2次対策⇒生活安定対策のため
2005.12	「国民基礎生活保障法」改正（「緊急福祉支援法」の支援対象に結婚移民者を含む）
【法的根拠を備えるための本格化段階】	
2006.4.26	第3次対策⇒結婚移民者の社会統合のため 「混血人及び移住者の社会統合の基本方向」及び「女性結婚移民者家族の社会統合支援対策」の発表
2006.5.26	第1回外国人政策会議：「外国人政策の基本方向および推進体系」案の提起（法務部）及び承認
2006.8	地方自治団体：「居住外国人の地域社会統合支援業務推進指針」を策定
2006.11.28	大統領主宰の第52回国務会議：外国人政策の体系的樹立及び推進のための根拠を作るために「在韓外国人処遇基本法」制定が議決される 同年12月、「在韓外国人処遇基本法」の国会提出（法務部）
2006.12.7	「混血人及び移住者社会統合対策」業務の総括権限が「貧富格差・差別是正委員会」から法務部に移管される
2007.4.27	「在韓外国人処遇基本法」の国会通過（5.17公布，7.18施行）
【法的根拠に基づいた「在韓外国人政策」の展開】	
2007.5	法務部：「出入国管理局」⇒「出入国・外国人政策本部」として拡大・改編「外国人政策基本方向および推進体系」の審議・確定
2007.10.	法務部：自治体や市民団体などの教育機関の実態調査を行い，定住外国人のための社会統合プログラムの準備を開始する
2007.11	法務部・京畿道・国際移住機関（IOM）：「移民政策研究院」設立のための覚書の締結
2008.3.21	「多文化家族支援法」の制定（9月22日から施行）李明博政権の誕生 「女性家族部」は「女性部」に縮小され，結婚移民の主管業務は「保健福祉家族部」に移管される
2008.6	「結婚仲介業の管理に関する法律」の制定
2009.1	法務部：「社会統合プログラム履修制」の施行
2010.3.19	「女性部」⇒「女性家族部」として復活

出所：[筆者作成]

(2) 移民政策転換の背景と多文化政策の特徴

このように、2000年代以降、外国人政策のパラダイムに変化が生じ、社会統合政策のための法制度の整備など韓国政府による外国人政策の動向がみられたが、こうした政府による政策転換の背景となった根本的な要因とは何か。以下で、4つの側面を取り上げたい。

まず、今後の外国人の継続的な増加への対策の側面である。韓国政府は国内滞留外国人の急増現象が一時的なものではなく、今後さらに継続し、2050年には全人口の9.2%と欧米並みに増加すると予想している。そこで、韓国社会への不適応による将来の社会福祉費用及び社会葛藤を最小化する必要性と、欧米で発生している移民者による暴動事件から移民者の社会適応支援及び統合政策の重要性が高まった。こうした懸念は、実際問題として1990年代以降韓国国内でも既に経験していたため、人権国家としての国家イメージ及び信頼度を高め、滞留外国人の文化的多様性を包容する社会環境を造成する必要がある。

第2に、それまで各省庁において断片的に行われていた外国人関連政策によって問題となっている政策の重複及び政策不在現象の発生を防止し、新政権の国家的ビジョンと課題に沿うような相互的・巨視的視点から体系的な政策システムを構築する必要性があった。

第3に、人口政策的な側面が挙げられる⁽⁹⁾。韓国は1983年の合計出生率が人口代替水準以下に下落して以来、低出生現象が続いている。2001年には超低出生社会に進入し(出生率1.30)、2005年末には世界最低水準の出生率(1.08)を経験した。また、平均寿命の延長で65歳以上の老人人口が増加し、2005年の全体人口の9.3%を占めた。低出生・高齢化によって人口増加率(2005年0.44%)は次第に鈍化し、2020年に0.01%に到達したのち減少すると展望されており、生産可能人口の減少や平均勤労年齢の上昇及び貯蓄・消費・投資の委縮などで経済活力が低下し、国家競争力が弱化するとの展望されている。そこで、低出生・高齢社会の成長動力を確保するために「女性・高齢者など潜在人力活用基盤の構築」に向けて、「外国国籍同胞・外国人力の活用及び社会統合の基盤造成」として、①外国国籍同胞の活用、②優秀外国人の積極誘致、③外国人雇用許可制の早期定着、④多文化社会適応のための社会統合プログラムの活性化が提案された。また、グローバル化における経済発展の維持と先進国への跳躍のために国家競争力を高めるために外国からの優秀な人材を積極的に誘致する必要がある、外国人留学生や高度専門人材誘致のための政策が積極的に展開されることになった。

第4に、家族政策の側面が挙げられる。2000年に3.7%に過ぎなかった国際結婚件数は2005年には13.6%と急増し、農漁村では30～50%にも上った。そしてその間に生まれた子供たちが急増し、結婚移民者及び子女に対して韓国社会への早期適応と定着を積極的に支援する必要がある。なぜならば、彼らは近い将来に「韓国人」となる「予備軍」でもあるからである。こうして新たなカテゴリーとして登場した「多文化家族」への政策的対応は、多文化主義政策というよりは、むしろ韓国の家族政策の一環として捉えられているといえる⁽¹⁰⁾。というのは、韓国政府は、近年韓国社会でみられる晩婚化、非婚化、離婚増加など家族形成過程の変化を、国家の持続的発展の基盤となる家族の「解体」問題として認識し、2000年以降、家族の再生に向けた取り組みを開始し、その結果、2004年2月には「健康家族基本法」、つづいて2008年3月には「多文化家族支援法」が制定された(表4)。

(9) 関係省庁合同、『第1次低出生・高齢化社会本計画(案)2006-2010』,2006.7.

(10) 『2009年家族事業の案内』保健福祉家族部発行。

表4 「多文化家族支援法」に至るまでの関連法の制定

2004.2.9	健康家庭基本法
2005.5.18	低出産・高齢社会基本法
2006.4.26	結婚移民者家族及び混血人・移住者の社会統合支援方案
2007.5.17	在韓外国人処遇基本法
2008.3.21	多文化家族支援法

出所：[筆者作成]

澤田によると、「超少子化」の現実を前に、韓国政府は「多文化家族」という新たな家族カテゴリーを創出し、民族主義に依らない「国民」の再生産を構想しており、一方、「多文化家族支援法」は、「韓国男性と結婚した移民女性の『国民化』と多文化家族の『再国民化』を推進している」と述べている⁽¹¹⁾。興味深い指摘といえよう。

3 外国人の流入と人口構成の変化

3-1 「移民現象」の変化：「移民送出国」から「移民流入国」へ

1987年は、韓国の民主化の元年であるが、一方で、韓国社会で「移民の方向」が変わった年でもある。長年海外への移民送出国であった韓国は、この年を起点に国内への移住者数が外国に出ていく韓国人の移住者数を超過する「移住変遷」(migration transition)を経験した。

「コリアン」の海外移住の歴史は、19世紀半ばから始まって既に100年以上を経過している。「コリアン」の移住の時期的区分と背景を大きく分けると、1960年代以前まではロシア、中国、アメリカ、日本へ移住した「旧移民者」、1960年代以降、主にアメリカやカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどへ移住した「新移民者」といった二つに大別されている。韓国はこのように100年以上に渡って海外に移民を送出してきたが、1987年以降、移民の逆転現象が生じ、外国人の韓国への流入が始まった。

3-2 外国人流入の時期

朝鮮半島における外国人流入を時期的に大きく分けると、第1期が19世紀末から1945年、第2期が1945年以降から1980年代末、第3期が1980年代末以降と三つの時期に分けることができる。

韓国華僑は第1期に流入した外国人集団である。清帝国末期に続いた戦争などで中国大陸内の社会的混乱が増したことによって多くの中国人が韓国に流入した。また、20世紀前後には単身労働者として中国人が流入した。1920年から1945年にかけて世界に広がったイデオロギーの対立の中で、中国が国民党と共産党に分裂し、この過程で共産党政権を避けて多くの大陸出身の中国人が韓国に移住した。こうして1940年代の華僑人口は約8万人いたとされている。しかしながら1948年に大韓民国政府が樹立され外国人の出入を規制した

(11) 澤田佳世, 2009, 「韓国における<国民>の再生産とグローバル化する<家族>の再国民化—少子化と国際結婚をめぐる政策に注目して—」国際移動とジェンダー研究会編『アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー再配置』, pp.86-90.

ため、国内への外国人の新規入国が禁止された。華僑も例外ではなかった。他方、中国でも1949年に樹立した共産党政権が中国人の移住抑制策をとって出国を禁止した。その後、南北分断と朝鮮戦争によって、韓国の華僑は1950年代には約17,000人に減少した。これ以降、自然出生による増加のみで1970年代には3万人以上となったものの、韓国政府がとった差別政策などによって海外移住者が増え、現在の華僑人口は2万人強となっている⁽¹²⁾。

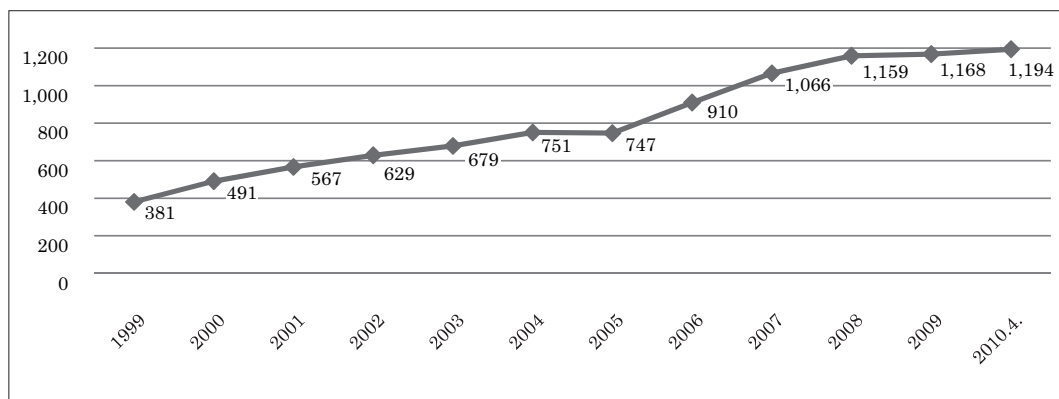
第2期では、米軍や、欧米などからの宣教師、そして少数の専門技術者や外資系企業の役・職員などの外国人が流入してきた。こうした「白人」を中心とした外国人は「異文化」な存在ではあるが、「マイノリティ」として差別を受けるエスニック集団ではない。むしろ韓国社会では「外国人」としての特権を享有できる社会的地位と身分にあったといえよう。また、この時期の韓国は、外国人だけでなく韓国の国民に対しても国境を管理統制している「閉鎖的」な社会であった。

第3期には、グローバル化の進行に伴い、単純労働者や結婚移民者、留学生、脱北者、難民など、さまざまな国籍による新しい外国人集団の流入が見られるようになった。1990年代には単純労働者、2000年代には結婚移民者（特に女性移民者）が急増し、また2000年代半ばには外国人留学生が急増した。

3-3 滞留外国人の現状と特徴

2010年4月時点の統計によれば滞留外国人は1,193,755人（全人口の約2.2%）で⁽¹³⁾、1999年に比べて3倍近く増加した（図1）。登録外国人数も2000年の210,249人から880,934人へ、10年間で4倍以上に増加した。登録外国人の国籍別現況をみると、「中国」が圧倒的に多いが、「中国」の中には「中国朝鮮族」が含まれており、結果的に最も多いのは「中国朝鮮族」である。これに続くのがベトナム、フィリピン、アメリカ、タイ、インドネシアである（表5）。

図1 滞留外国人の年度別増減推移 (単位：千人)



出所：韓国法務部出入国・外国人政策本部

『出入国・外国人政策統計月報（2010年4月号）』参考（筆者作成）

(12) 『ハンギョレ新聞』2009.11.8.「韓国華僑の経済活動及び社会的地位に関する研究」

(13) この中には、不法滞留者175,570人（全体滞留者の14.7%）が含まれている。

表5 登録外国人の国籍別現況

(2010年4月30日時点, 単位:人)

合計	880,934		
中国*	491,345	カンボジア	9,299
中国朝鮮族	363,122	パキスタン	8,104
ベトナム	87,841	カナダ	7,854
フィリピン	39,019	バングラデシュ	7,525
アメリカ	32,352	ネパール	7,466
タイ	28,172	ロシア	6,028
インドネシア	26,139	インドネシア	4,349
台湾	21,692	イギリス	4,034
モンゴル	21,090	ミャンマー	3,782
日本	18,978	フランス	2,007
ウズベキスタン	16,303	豪州	1,801
スリランカ	14,581	その他	21,173

*中国朝鮮族含む

出所:『出入国・外国人政策統計月報(2010年4月号)』

韓国法務部出入国・外国人政策本部 参考(筆者作成)

滞留外国人を滞留資格別で見ると、一番多いのは就業資格者(559,517人)であるが(表6)、専門人材は1割弱(43,551人)で⁽¹⁴⁾、9割以上(515,966人)が単純技能人材である。

2番目に多いのは、配偶者滞留資格(「結婚移民者」)である。2003年には44,416人だったが、年々増加している。2006年には10万人近くに増加し、2010年4月時点で135,422人となっている。また、2005年に7,075人だった婚姻帰化者(累計)は2010年4月時点では46,082人となった(表7)。この婚姻帰化者を加えると、事実上の結婚移民者は2010年現在、18万人以上となり、移住者集団の約4分1に該当する。

そして、近年急増しているのが外国人留学生である。2003年には9,700人に過ぎなかった外国人留学生は、2010年4月時点では84,613人と10倍近く増加している(表7)。国籍別では「中国」(64,737人)が圧倒的に多い⁽¹⁵⁾。

(14) 専門人材分野では半数以上が「会話指導(E-2)」である。

(15) 中国朝鮮族の留学生は3,263人にすぎず、その他も大半がアジアからの留学生である。

表 6 就業資格の滞留外国人の現況

(2010年4月30日時点, 単位:人)

就業資格	専門人材	短期就業 (C-4)	976
		教授 (E-1)	2,276
		会話指導 (E-2)	23,777
		研究 (E-3)	2,152
		技術指導 (E-4)	248
		専門職業 (E-5)	554
		芸術興行 (E-6)	4,231
		特定活動 (E-7)	9,341
		小計	43,555
	単純技能人材	研修就業 (E-8)	331
		非専門就業 (E-9)	206,015
		船員就業 (E-10)	5,495
		訪問就業 (H-2)	304,125
		小計	515,966
	合計		559,521

出所:『出入国・外国人政策統計月報 (2010年4月号)』

韓国法務部出入国・外国人政策本部 参考 (筆者作成)

表 7 結婚移民者及び外国人留学生の滞留現況

(2010年4月30日時点, 単位:人)

年度	婚姻帰化者 (累計)	結婚移民者	外国人留学生
2003		44,416	9,705
2004		57,069	17,023
2005	7,075	75,011	24,797
2006	10,419	93,786	38,649
2007	14,609	110,362	56,006
2008	22,525	122,552	71,531
2009	39,666	125,087	80,985
2010.4	46,082	135,422	84,613

注:2003年~2004年についてはデータなし。

出所:『出入国・外国人政策統計月報 (2010年4月号)』

韓国法務部出入国・外国人政策本部 参考 (筆者作成)

3-4 人口構成の変化

以上で述べたように、1980年代までは比較的同質的な人口構成だった韓国社会は、1990年代以降、滞留外国人の増加と定住化の進行によって人口構成に大きな変化が生じたことがわかる。ここでは図2をもとに、二つの側面について考えてみたい。

まず、韓国社会に多様な「外国人」構成員が登場している点である。近年、地方自治体をはじめ地域社会ではこうした長期滞在外国人を地域社会の構成員（住民）として認識しており、受け入れと韓国生活の支援体制の展開に積極的に臨んでいる。

次に、帰化者や結婚移民者及び2世の誕生などによる「新たな韓国人」が増加している点である。このなかには韓国国籍を取得した外国国籍同胞（帰化同胞）や難民⁽¹⁶⁾、脱北者⁽¹⁷⁾なども含まれる。とくに、近年帰化者の増加が目立つ。2009年には韓国国籍を取得した帰化者が史上初めて25,000人を突破し、前年（2008年）より2倍以上増加した。2009年までの帰化者は8万8000名余である⁽¹⁸⁾。

こうした状況から図2のように、「韓国人」とは、従来の韓国人の血統を重視した「韓国人」（＝「a.韓民族」）から、混血や韓国人血統ではない「新たな韓国人」を含む「韓国人」（＝「a.韓民族」＋「b.脱北者」＋「c.帰化同胞」＋「d.国際結婚2世」＋「e.帰化外国人」＋「f.難民認定者」）という構図に変化している。さらに、現在の韓国社会を構成する構成員は、「新たな韓国人」を含む「韓国人」（「a～f」）＋「g.外国国籍同胞」＋「h.国際結

図2 韓国社会の構成員

	血統有		混血	血統無	
韓国籍	a.韓国人（韓民族） （在外国民含）		d. 国際結婚 2世	e.帰化外国人 （一般帰化者） （婚姻帰化者）	
	b.脱北者	c.帰化同胞		f.難民認定者	
外国籍	g.外国国籍同胞		↑h. 国際結婚 2世	↑ i.永住権者	← k.専門人材*
	アメリカ カナダ など	中国 旧ソ連 など		↑ j.結婚 移民者	l.その他の外国人
					m.単純労働者
			n.不法滞留者		

*留学生を含む。「↑」は移動の可能性を現す。

出所：筆者作成

(16) 難民の申請件数は、1994年から2003年の累計で251件に過ぎなかったが2004年から毎年増え、2010年4月時点で、合計2,568人で、認定（179人）及び人道的滞留（104人）合わせて283人である（審査待機は298人）。『出入国・外国人政策統計月報 [2010年4月号]』pp.31.

(17) 「北韓逸脱住民」や「セトミン」ともいう。「セトミン」とは、「新しい（セ）場（ト）」で人生の希望を持って生きる「人（ミン）」という意味である。2002年以降は毎年1,000人を超え、2006年9月現在、国内入国者の合計は9,133人である。『ジェキョン日報』2006.11.14.

(18) 『オンタイムズ』2010.1.15.

婚2世」+「i.永住権者」+「j.結婚移民者」+「k.専門人材」+「l.その他の外国人」+「m.単純労働者」+「n.不法滞留者」となっているが、このうち、「h.国際結婚2世」は「d.国際結婚2世」、「j.結婚移民者」や「k.専門人材」は「i.永住権者」あるいは「e.帰化外国人」になる可能性が高いとの認識にある。このように、従来の単一民族的な発想による「韓国人」という国民のアイデンティティにも認識の転換が迫られている。つまり、既に「韓国人」=「a.韓民族」という血統・民族中心の発想は成り立たないのである。

以上みてきたように、「外国人構成員」や「新たな韓国人」の出現によって、それまで血統、言語、文化的（歴史的）に「同質的」とみなされていた韓国社会の人口構成は可視的に変化している。そして異質な文化や多様な宗教の流入などによって韓国社会は「多文化社会への挑戦」に直面している。

4 社会的空間における多文化現象

ここでは、社会的空間における多文化現象として、外国人集中居住地域における「エスニックタウン」⁽¹⁹⁾の形成、国際結婚による「多文化家族」の出現、教育機関での多文化現象、「多文化教会」の出現、多言語サポートシステム及び多言語メディアの出現について紹介し、どのような特徴がみられるのかについて考察したい。

4-1 外国人集中居住地域と「エスニックタウン」の形成

登録外国人の半数以上はソウルと京畿道といった首都圏地域に集中して居住している。なかでもソウル市永登浦区や京畿道安山市檀園区には8割以上が外国人で構成されている。外国人登録が1万人以上の基礎地方自治団体は2006年8箇所から2009年32箇所に増え、こうした首都圏地域を中心に、外国人が密集しているエスニックタウンも形成されている。以下では、ソウル市を事例として取り上げたい。

2010年4月末時点で、ソウル市における外国人数は約256,405万人で、ソウル市全体人口の2%以上に相当する。登録外国人の約3分の1が集中しているソウルには、さまざまな経緯によって形成されたエスニックタウンが少なくとも10以上存在する（図3）。こうしたエスニックタウンはどのように形成され、どのような機能と特徴がみられるのだろうか。

エスニックタウンの形成は、①外国人学校を中心に住居地域が形成されて商業地域も形成された「住居型」、②住居地としてではなく文化的共同体として定期的または長期的に集まってその国の文化を共有し商業圏が形成された「文化共同体型」、に大別できる⁽²⁰⁾。

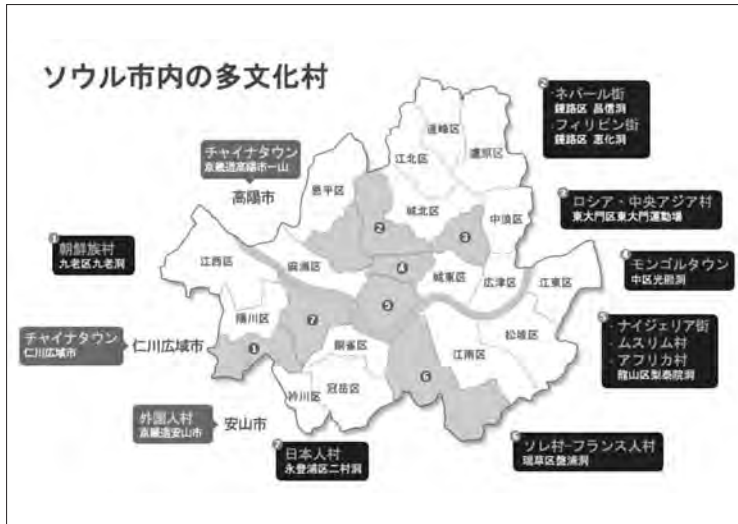
「住居型」は外国人学校の歴史とともに形成されており、「フランス人村」や「日本人村」、オールド・カマーの韓国華僑によって形成されている「華僑村」、「朝鮮族村」⁽²¹⁾などが該当する。「フランス人村」や「日本人村」は主に企業の役・職員と大使館関係者の多くが居住している。

(19) 韓国では「外国人村」や「多文化村」とも呼んでいる。

(20) 金ウンミ、2008、「多人種・多民族社会の形成と社会組織—ソウルの外国人村の事例」『韓国社会学』第42集2号、pp.16-26。

(21) 中国朝鮮族だけでなく「漢族」（中国人）の多くこの地域に居住しており、「朝鮮族村」には外国人学校は形成されていない。

図3 ソウル市内の多文化村



出所：http://www.koreabrand.net/jp/wow/wow_multicultural.do

「文化同体型」は比較的に移住の歴史が短い移住労働者を中心によって形成されており、学校などの機関は設立されていない。「ネパール街」、「ロシア・中央アジア村」、「フィリピン街」、「モンゴルタウン」、「ナイジェリア街」、「ムスリム村」などはこのタイプに該当する。この中で、「フィリピン街」や「ムスリム村」は宗教によって形成された街である。「フィリピン街」はカトリック教会での日曜日のミサに参加するためにソウルだけでなく首都圏の近隣地域に住んでいるフィリピン移住者が集まり、午後は近隣の道路街に一日市場が形成される。「ムスリム村」には韓国イスラム教総本山であるイスラム中央聖院があり、その周辺に数十軒のイスラム商店が並んでいる。合同礼拝のある金曜日の午後には全国各地からイスラム教徒が集まる。

エスニックタウンの形成として近年注目すべき現象は「チャイナタウン」の復活と発展である。韓国は世界で唯一「チャイナタウンのない国」といわれるほど、長年、韓国華僑は韓国社会で法制度的・社会的に差別・排除されてきたが、近年、「チャイナタウン」の復活と建設ブーム（仁川広域市や京畿道高陽市一山など）が目立つ。IMF 経済危機以降、アジアの華僑企業など外国資本の誘致や中国との貿易、そして巨大人口を抱える中国からの観光客を引き寄せるための観光資源開発の必要性などが認識され、韓国の自治体が国内華僑と協調して進めているものや⁽²²⁾、1990年以降流入した「新華僑」によるものがある。

ところで、エスニックなコミュニティの形成は地域の諸事情によって消滅したり衰退したりスラム化したりする場合もあり、いつまでも維持され繁栄されるとは限らない。最近でも中国朝鮮族移住労働者の集中地域として知られているソウル市九老区加里峰洞の荒廃化が問題となっている⁽²³⁾。

(22) 国家人権委員会, 2003, 『国内居住華僑の人権実態調査』, pp.21-22.

(23) 前掲書, 金ウンミ他, pp.28.

エスニックタウンは出身国家別にも違いがみられる。中国や東南アジア出身のエスニックタウンが低廉な地域に形成されている反面、アメリカやフランス、日本など先進国出身の外国人はソウルの中でも富裕層が集まっている地域（瑞草区や江南区）に住んでいる。こうした国家別集団居住地の形成は、「人種的な原因よりも経済的な原因による隔離」であり、過渡的現象であるという見方もある⁽²⁴⁾。つまり、外国人が居住国の主流社会に編入される前段階に現れる初期現象であるということである⁽²⁵⁾。

さまざまな社会的空間において多文化化が進行している中、ソウル市は外国人のための支援体制にも積極的に取り組むために2008年1月に「ソウルグローバルセンター」(Seoul Global Center)⁽²⁶⁾をオープンした。そして各地域における外国人の生活支援及び文化交流を進めるために「多文化村」⁽²⁷⁾に外国人住民センターの「グローバルビレッジセンター(Global Village Center)」を設置した⁽²⁸⁾。興味深いことは、「グローバルセンター」をはじめ「グローバルビレッジセンター」のいずれのセンター長も外国人が任命されている点である。多文化的「Global City」としての変貌を目指すソウル市の積極的な姿勢がうかがえる。

4-2 「多文化家庭」及び「多文化学校」の出現

国際結婚の急増によって「多文化家庭」⁽²⁹⁾の形成が一般化しつつある。こうした合法的な定住外国人との間で生まれた2世も年々増加している。一方、外国人同士の結婚（あるいは同居）の増加に伴って外国人2世の子供が生まれているが、とりわけ不法滞留者の子供の場合、法的にあまり保護されず社会的問題となっている。

2009年4月時点で結婚移民者数は167,000人余に達し、多文化家庭に生まれた子女数が10万人を超えている。ソウル、仁川市など首都圏では小中高に通っている多文化家庭の生徒数が前年対比60%に増加し、1校当たり平均2～3名の多文化家庭子女が学校に通っている⁽³⁰⁾。多文化家庭子女の半数以上が就学前の児童ということもあって、近年、保育園や幼稚園にも多文化家庭子女が増えており対応策が求められている。

一般学校に適応できない多文化家庭子女のための代案学校も続々と登場した。光州市にある「セナル学校」(2007年1月開校)と「釜山アジア共同体学校」(2006年9月開校)、「国際多文化代案学校」はその代表的な学校である⁽³¹⁾。大統領直属社会統合委員会もこうした代案学校の必要性を認識し、公立代案学校（「国際タソム学校」(仮称)）を設立する

(24) 『東亜日報』2009.2.5.「ソウルの『外国人地図』」。

(25) しかしながら、華僑の場合、衰退化してはいたものの、戦後数十年に渡って依然として存続・維持されている。

(26) <http://global.seoul.go.kr>

(27) 延南、駅三、ソレ、二村、梨泰院・漢南

(28) このセンターでは携帯番号、銀行口座開設、ゴミの分別などの生活情報から、韓国語、韓国伝統文化講座、結婚移住者の家族問題相談、不動産売買、ビザ、ビジネス相談に至るまで、あらゆる面のサポートが行われており、外国人利用者の満足度はかなり高い。韓国文化以外にも各国の文化が紹介されるなど、国際文化交流も活発に行われている。

(29) 「国際結婚家庭」や「混血人家族」などが差別的含意を帯びた用語であることから、その改善のために「多文化家庭」という用語の使用が「健康家庭市民連帯」によって提案された。

(30) 『choson.com』討論のひろば「多文化家庭子女教育にも関心を」2010.6.4.

(31) 『東亜日報』「差異を超えて」<7>「多文化代案学校」2009.3.11.

方針を明らかにするなど、多文化家庭子女が教育から疎外されないよう韓国政府も本格的に取り組む方向に進んでいる⁽³²⁾。

4-3 「多文化教会」の出現

滞留外国人の多様化が進む中、ソウルをはじめ外国人の多い地域に外国人住民のための「外国人教会」（「移住民教会」とも言う）が数多く登場した。大半は韓国の各教団に属している教会によって形成されたものであるが、中には単独であるいは海外との協力によって作られた教会もある。Jubilee Mission Fellowship（喜年宣教会）によれば韓国にある外国人教会は67か所にのぼる⁽³³⁾。中国朝鮮族の多い地域の「朝鮮族教会」や安山市「多文化特区」にある「安山朝鮮族」教会や「多文化教会」⁽³⁴⁾はその代表的なものである。

近年、結婚移民者のための「多文化家庭教会」も続出している。フィリピン人のための「セセンミョン教会（New life Church）」⁽³⁵⁾、ロシア結婚移民者を中心とした「ロシアンディアスポラ教会」⁽³⁶⁾、「サムソン外国人教会」⁽³⁷⁾などがあり、こうした外国人や移住民・多文化家庭を対象とした「外国人教会」や「多文化教会」はこれからもますます増える傾向にある。

4-4 多言語サポートシステム及び多言語メディアの出現

外国人や移住民は主流社会での定着初期の段階では情報獲得など言語的な面において不利な状況にある。従来、市民団体などによって移住民への通訳・翻訳支援活動が展開されていたが、近年では政府による多言語サポートプログラムが活発に展開されている。一例としては、女性結婚移民者の主管業務を担当している女性家族部が「多文化家族支援センター」（2010年6月時点で全国に159か所）で結婚移民者のための通訳・翻訳サービスに積極的に取り組んでいる⁽³⁸⁾。興味深いのは、結婚移民者を通訳翻訳専門家として養成し、同センターで直接採用しているという点である⁽³⁹⁾。結婚移民者が人材として活用されるこのような社会システムの形成は、結婚移民者の就業機会の拡大や社会進出に繋がるという肯定的な効果を生むだけでなく、結婚移民者自身が韓国政府の社会統合政策に一役買っているともいえよう。

一方、外国人や移住民向けの多言語メディアの登場が活発に進んでいる。新聞や雑誌といった印刷メディアだけでなく、インターネット新聞やインターネットラジオ及びテレビ放送、政府や自治体など公的機関の多言語ウェブ開設や多言語放送メディアなども続々と出現しており、「多文化社会」をアピールする公益広告まで出現している。

韓国の外国人向け多言語メディアをいくつか紹介すると、まず最も発行されているエス

(32) 『dongA. com』「多文化子女の代案学校設立」2010.6.9.

(33) <http://www.jubileekorea.org/index.html>

(34) <http://damoonhwa.net/>

(35) <http://kr.blog.yahoo.com/core.corea/1652>

(36) <http://cafe.daum.net/rusworship>

(37) 『基督教タイムズ』「カンファサムソン外国人教会創立1周年記念礼拝」2008.1.2.

(38) 英語をはじめ、中国語、ベトナム語、タガログ語、モンゴル語、タイ語、ウズベキスタン語、カンボジア語、ロシア語、日本語、ネパール語などの多様な言語サービスがある。

(39) 韓国に2年以上滞留し韓国語能力試験4級以上の水準でなければならない。

ニック新聞は、中国人や中国朝鮮族向けのメディアである。中国同胞のための「訪問就業制」(2007年)が施行される前後から目立つようになった。現在把握されている9種類の新聞のうち4種類はハングル版、5種類は中国語版であり、中国同胞や中国人労働者の密集地域であるソウル(永登浦区)や京畿道(安山市檀園区元谷洞)を背景に誕生している。主な発行主体は中国と韓国語に精通している中国同胞である。代表的なものとして『中国同胞タウン』や法律総合情報新聞の『韓中法律新聞』などがある。

次に、中国や海外(主としてアメリカなど)華僑・華人による中国語新聞の韓国語版(ウェブ新聞及び印刷新聞)も続出している。『人民日報』(韓国語版)や『大紀元時報』⁽⁴⁰⁾(韓国語版と中国語版)、『希望乃声』⁽⁴¹⁾(韓国語版)などは代表的なものである。ラジオやインターネット、衛星放送による中国語メディアも目立つ。衛星放送による非営利的中国語放送『NTDTV』は韓国支社のウェブサイトでもリアルタイムで視聴可能であり、『希望之声国際放送局』⁽⁴²⁾(Sound of Hope Radio)は短波用ラジオとインターネットサイトで聴取可能である。

第3に、韓国国内の市民団体や地方自治体、中央政府も多言語メディアによる情報提供に積極的である。『移住労働者放送局』(2005年)は2006年に多国語ラジオ放送を開局したが、2009年には『多文化放送局 SaladTV』⁽⁴³⁾と名称変更し社会的企業として成長するなどその規模も大きく生まれ変わった。5万人の登録外国人を抱える仁川市では2009年3月から外国人住民のために英語版3000部、中国語版4000部、ベトナム語版3000部など合計1万部の生活情報新聞を発行している。また、2004年12月にオープンした移住労働者放送『MNTV』(Migrant Network TV)⁽⁴⁴⁾は、労働部傘下機関内に設立され市民団体に委託運営されているが100%政府の補助金によって運営されている。これは移住労働者の社会的・政治的権利確保のための第一歩として活躍するだけでなくメディア教育や移住労働者映画祭など文化芸術活動も積極的に展開している。

中央政府による結婚移民者及び多文化家族のためのオンライン情報提供も活発に展開されている。保健福祉家族部は2009年4月から結婚移民者向け情報誌『rainbow+』(季刊)を創刊し⁽⁴⁵⁾、全国的に通・翻訳のホットラインシステムも構築した。2010年4月からは女性家族部によって多文化家族のためのポータルサイト『DANURI』が開設された⁽⁴⁶⁾。『rainbow+』のオンライン化はもちろん、韓国語及び韓国社会理解教育や子女教育情報

(40) 韓国支社は2003年3月に設立されてサービスを開始している。

(41) 韓国では2008年8月から発行している。

(42) 韓国語放送は韓国時間18時から1時間、短波1750kHzあるいはウェブサイト <http://www.soundofhope.kr/index.php> で聴取可能である。

(43) 現在、韓国語や英語の他に中国語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、モンゴル語など8言語でサービスが提供されている。

(44) 2005年4月、開局当初は5カ国(韓国語、英語、中国語、モンゴル語、ベトナム語)の多国語ニュースを開始したが、現在は13カ国語によって運営されている。

(45) 英語、中国語、ベトナム語、カンボジア語、タガログ語の5カ国語とハングル混用版である。

(46) 「Danuri」は、多文化を象徴する「Da(多)」と「ホームページ」の固有語の韓国語「nuri」の造語で「多文化家族の皆が享受する」という意味である。なお、韓国語の「享受する」とは固有語で「nurida」とも言う。韓国語、英語、中国語、ベトナム語の4カ国語でサービスが開始されている。2010年末までにタガログ語など2カ国語追加サービスを予定している。

など教育関連サービスとポータルサービス利用者のためのコミュニケーションサービス、韓国社会関連の多国語ニュースサービス、多国語ラジオサービス、相談掲示板など多様なサービスが提供されている。

第4に、企業との連携による「多文化放送」の試みもある。2002年に民営化された韓国通信（KT）は2008年7月に韓国放送公社（KBS）と提携して多文化家庭向けの多国語字幕によるIPTV放送⁽⁴⁷⁾を開始した⁽⁴⁸⁾。韓国語教育プログラムや一部のテレビ番組などにベトナム語の字幕を付けて放送されるだけでなく、ベトナムの国営放送のドラマ番組や子供番組、映画など一部のベトナム放送にもハングル字幕が提供され（VOD）、多文化家族と一緒にベトナム放送をみることによって相互の文化理解をも目的としている⁽⁴⁹⁾。こうした情報通信技術の活用による多国語放送字幕番組は、今後さらに普及する傾向にある。放送通信委員会では2009年に「フレンドリーデジタルコリア」プロジェクト推進の一環として、留学生や移住者の韓国生活定着をサポートするために移住民代表サイトを開設することや、一部のIPTVで進んでいる外国語字幕サービスを拡大し外国人コミュニティの活性化を支援することを明らかにした⁽⁵⁰⁾。

以上のように、「多文化」化が進んでいる諸状況に対して、一般国民の意識や態度・認識などはどのように現れているのだろうか。過去20年の間に社会の「多文化」化現象が進展する中、初期に比べると一般国民の意識も変わりつつある反面、外国人への人権・差別問題が深刻化し大きな社会的問題となっている。以下で、どのような社会的問題が台頭したのか、こうした諸問題に対してどのような対応と取り組みがあったのかについて考察したい。

5 社会的問題の台頭と諸問題への取り組み

5-1 人権・差別問題と市民団体の運動及び支援活動と政府の対応

1990年代以降、外国人労働者への人権蹂躪が加速化され社会的に大きな問題となった。長時間労働による過労、産業災害及び処理の忌避、死亡事件の発生、研修生の不合理な契約条件、不当な待遇及び私生活の統制、賃金滞納問題及び不当な解雇、生産現場での暴行や女性労働者に対する性的暴行など数えきれない問題が生じた。その結果、産業研修生の作業場逸脱、不法滞留者へ転落など構造的な問題へと転じた。また、出入国事務所内の暴行や金品の要求、警察による暴力などの人権侵害、無理な不法滞留取り締まりなども社会的問題となった。

外国人流入の初期の段階では宗教団体や市民団体、労働団体の役割は大きかった。外国人労働者のための人権運動が始まったのは、外国人労働者流入が本格化して人権侵害が深刻な社会問題として発生した1992年頃からである。カトリック及びプロテスタント系宗教団体が宣教と人権レベルで彼らに関心を寄せ支援活動を展開することから始まった。翌年

(47) IPTVとは、インターネットのIP（internetprotocol）技術を利用してデジタルテレビ放送を配信する配信サービスのことである。

(48) 『韓国日報』2008.7.15。「KT, IPTV 多言語支援—「多文化放送」時代に」。

(49) 『IT DAILY』2008.7.14.

(50) 『chosun. com』2009.4.1.

には人権問題の専門団体（「外国人労働者避難処」）も登場し、以降、さまざまな市民団体が登場し本格的な支援活動を展開した⁽⁵¹⁾。とくに1994年には未登録労働者や産業技術研修生による籠城事件をきっかけに、外国人労働者を組織化した移住労働者運動が本格的な法的・制度的改善の要求へと転換していった⁽⁵²⁾。その結果、未登録労働者の労働条件が社会的争点となり、金永三大統領（当時）の指示によって未登録労働者にも産業災害補償保険が適用されることになった⁽⁵³⁾。

こうした運動展開によって断片的な問題解決はあったものの、関連法案と政策改善にまではなかなか進まなかったが、2000年5月に金大中大統領（当時）の外国人労働者人権改善指示によって労働部と民主党では雇用許可制導入が推進されるなど、ようやく政府による政策的対応にも変化が現れた。同年8月には大統領訓令第91号によって不法滞留者を含めた外国人労働者の人権保護対策に関する審議が行われ、関係省庁間の対策協議及び調整を行う「外国人労働者人権対策委員会」が発足された⁽⁵⁴⁾。

一方、外国人労働者への医療支援や韓国語教育サービス、法律支援など、中央政府や自治体が成すべき生活支援サービスの大部分は宗教団体及び市民団体などによって提供されていた。2000年代半ば以降は、移住労働者と関連のある政策樹立と予算執行に市民団体の代表が実務的助言をしたり、予算の一部が団体に支援されるようになるなど⁽⁵⁵⁾、市民団体と政府との関係も相互協調的な方向へ転換していった。その結果、次第に支援団体は既存の運動的性格の活動を周辺化させ、政府が発注する福祉中心の事業を遂行するようになった。つまり、韓国語教育や外国人共同体支援、宣教及び布教活動が中心的な活動となり、制度改善運動や労働関連運動は割合が低くなっていった。このような変化がみられる中、安山市にある「国境のない村」は「共に生きる地域共同体」の必要性を基に多文化運動を実践する代表的な市民団体（キリスト教系）であるが、外国人労働者をたんなる労働者としてではなく生活者として受け止め、偏見なく各種行政便宜やサービスが受けられるように法・制度的改善とともに市民の意識変化にも力を注いだ。

こうして1990年代に移住労働者の「人権強調」から始まった運動は、2000年以降は「労働権強調」へ、さらに2003年以降は移住労働者の地位を要求する「市民権強調」へと移行することになった。

また、一般国民の意識にも徐々に変化がみられた。2001年に韓国労働研究院が中小企業を対象に調査した結果、事業主の54.2%が雇用許可制の導入が必要であると述べており、国家人権委員会の調査（2002年12月）によると、一般国民の70%が産業研修生の廃止、雇用許可制導入に賛成した⁽⁵⁶⁾。

現在、多文化政策は中央政府の主導と地方自治体の執行、そして市民社会団体の参加と協調を通じて行われている。こうした政府の政策的対応の変化や、一般国民が外国人労働

(51) 宗教団体による支援活動が圧倒的に多数を占めている。2000年時点で90団体のうち、79団体（87.8%）が宗教団体（キリスト教系）であり、市民団体は5つ、医療奉仕団体や法律サービスなど専門団体が6つあった。

李ゾンドゥ、2004、「外国人労働者政策の変化と市民団体の役割」『民族研究』第12号、pp.41.

(52) 朴キョンテ、2005、「移住労働者を見る視覚と移住労働者の運動の性格」『経済と社会』第67号、pp.91-92.

(53) 1994年2月7日、労働部は過去3年間の事故まで遡及して補償すると発表した。

(54) 委員長：法務部長官。委員：各関連省庁の次官、中小企業庁長、女性特別委員事務処長、市民団体代表1名。

(55) 前掲書、朴キョンテ、pp.104.

(56) 前掲書、李ゾンドゥ、pp.44-45.

者問題に関心を持つようになったことには、移住労働者自身の運動の展開と市民団体などの役割が大きい。

5-2 女性結婚移民者の人権及び社会的問題

国際結婚を通じて韓国社会の一員となった女性結婚移民者の場合は、入国段階から韓国社会への定着段階に至るまでさまざまな問題が生じる。まず、結婚過程において初期の段階では、偽装結婚問題や商業化によるトラブル（結婚詐欺、結婚仲介業者、過大な結婚費用による借金）などが大きな社会的問題となった⁽⁵⁷⁾。

1990年代末以降、中国同胞女性との結婚の増加とともに、「偽装結婚」が社会問題化すると、韓国政府は中国との諒解覚書を締結し韓国人と中国人との結婚手続きを厳しくし、1997年11月には国籍法を改正した結果、女性結婚移民者は定着過程において国籍取得の問題及び身分上の不安などさまざまな問題が生じた⁽⁵⁸⁾。

他にも、言語疎通問題や文化的差異による夫婦間の摩擦、経済的政治的に遅れていると判断される地域や国家から来た女性結婚移民者に対する社会的偏見などが、韓国社会での適応過程の段階で大きな妨げとなっている。

さらに、低所得による経済的困難も大きな社会的問題となった。2005年保健福祉部の結婚移民実態調査によると、結婚移民者世帯全体の中で最低生計費以下の世帯が52.9%であるにもかかわらず、基礎生活保障受給世帯は13.7%に過ぎなかった⁽⁵⁹⁾。情報へのアクセスや当事者間の情報不足などによって福祉サービスも受けられない場合も多い。また自分の健康管理の問題や、就業及び社会参加など多重のストレスと問題を抱えている。農村の場合は農事と家事の並行による加重負担が問題となっている。

家庭内では家父長的な文化や姑の関与、出産・育児・教育問題、夫婦間の文化的差異による葛藤や相互理解の欠如による家庭内暴力といった人権問題も頻発し、死亡事故に秘話される事例まで発生された。こうした諸問題から離婚率も増加して社会的問題となっている。2004年には離婚全体の中で国際結婚が示す割合が2.4%に過ぎなかったが、2008年には9.7%に達し、離婚する10組の1組が国際結婚によるものである。離婚事由は家庭内暴力が最も多いと言われている⁽⁶⁰⁾。つまり、女性結婚移民者が増加する反面、結婚移民者の離婚も急増している。

5-3 「混血人」集団の形成と差別問題

単一民族と血統主義による家父長的な制度を重視していた韓国では、外国人との国際結婚によって生まれた「混血人」は社会的に差別・排除される風潮があった。以下では、戦後直後の第1世代の「混血人」の状況に対して、1990年代以降の第2世代の「混血人」の

(57) 韓旋過程において非人格的な行為が大きな問題となり、2006年7月にベトナム政府が婚姻法を改正して韓国男性とベトナム女性の結婚が難しくなると、結婚仲介業は規制のないカンボジアが新たな事業地域として開拓された（『ハンギョレ新聞』2007.2.5.）。2007年以降カンボジアからの女性結婚移民者が増えたのはこのような要因があったからである。

(58) それまで外国人女性は韓国人男性と結婚すれば自動的に国籍が与えられたが、この国籍法の改正によって、結婚後国内滞留2年を経過した後に帰化申請によって韓国国籍を取得することになった。

(59) 保健福祉部、2005、『国際結婚移住女性の実態調査及び保健・福祉支援政策方案』, pp.336.

(60) 『ニュースワイヤ』「国内多文化現象の特徴と示唆店」2009.11.8.

状況がどのように変化しているのかについて考察したい⁽⁶¹⁾。

(1) 「混血人」への差別と排除及び国家的関心

植民地からの解放後、米軍による占領と朝鮮戦争（1950-1953）を経て韓国内に駐屯することになった米軍白人・黒人と韓国人女性との間で肌色や外見の異なる子供が生まれた。彼らは「テウイギ」（雑種という意味の軽蔑的な言葉）と呼ばれ韓国社会で差別されてきた。こうした人種差別的な社会的背景などから、彼らの大半は海外への養子縁組や海外移住を余儀なくされた。その結果、1968年1,623名だった混血人数は1984年には829名と半減した。海外に移住できず韓国社会で生活せざるをえない混血人は、学校や職場、結婚などさまざまな場面において偏見や差別を経験しながら生活することになり、とくに男性は軍隊への不適応といじめ被害防止という理由で兵役が免除されるほどであった（2006年から志願した場合は入隊可能となった）。

こうした状況から、ようやく2000年以降、「少数者の人権」が社会的に争点化するとともに、結婚移民者子女の急増による諸問題が社会的問題として浮上し、混血人に対する国家的な関心が高まった。国家人権委員会では『基地村混血人の人権実態調査』（2003年）が実施され、2004年末には混血人に対する認識を変えるために、彼らも韓国人であるという点が強調された公益広告を作って放映するなど、政府は混血人に対する認識転換に努力を注ぐ姿勢を示した。また、国家人権委員会の『外国人関連国家人権政策基本計画樹立のための研究』に混血人が含まれ、2005年4月以降、「混血人及び移住者の社会統合支援方案」が発表された。2006年には、アメリカのフットボール選手ハインズワード⁽⁶²⁾の訪韓によって混血人に対する社会的関心がさらに高まり、女性家族部でも『米軍関連混血人の実態調査及び中長期支援の政策方案』を実施することになった。

(2) 「コシアン」問題：移住民子女

2000年代になると、東南アジアから来た移住労働者や結婚移民者の2世が増加し「コシアン」（Kosian：Korean + Asian）⁽⁶³⁾と呼ばれる新たな「混血人」が登場した。彼らは肌の色や言語などの違いから学校で「いじめ」や差別問題が深刻化するなど社会的問題となった。

ところが、この「コシアン」という用語使用も大きな社会的問題を引き起こした。そもそも「コシアン」という用語は、市民団体「安山外国人労働者センター」によって国際結婚子女と移住児童の差別性と排他性を克服するために1998年に初めて使用された⁽⁶⁴⁾。しかしながら、その用語使用の趣旨の「平等性」とは裏腹に、国際結婚した夫婦やその子女たちの間に人種差別的な表現であり差別用語であるという反発の声が高まった。

(61) 薛東勳, 2007, 「混血人の社会学：韓国人の位階的民族性」『人文研究』嶺南大学人文科学研究所52, pp.131-140.

(62) 2006年2月の米プロフットボール, NFL スーパボウルで最優秀選手 (MVP) に選ばれたワード選手は, アフリカ系米国人と韓国人の母 (金ヨンヒさん) との間で生まれて2歳 (1977) に両親と渡米したが, 29年ぶりに訪韓した。

(63) この「コシアン」という用語が広く本格的に使用されるようになったのは, 2004年にある新聞の特集をきっかけに混血人の差別問題が社会的論争を起し急激に拡散した。

(64) 朴チョンウン, 2006, 「『コシアン』の意味と移住児童人権」<http://www.migrant.or.kr/zbxe/847>

「韓国人と結婚して韓国国籍を取得した子女を『コシアン』と呼ぶのは韓国人と多文化家庭子女を差別しようとする浅薄な純血主義的発想である。どうしてアメリカ人やドイツ人などと結婚して生まれた子どもは『コメリカン』、『コマン』と呼ばないのか」と使用禁止が要求されたり⁽⁶⁵⁾、当事者である子供たちも、「私たちはただ韓国人であるだけです。私たちが『コシアン』ではなく『コリアン』と呼んでください!」と反発している⁽⁶⁶⁾。つまり、実際には「コシアン」という用語がアジア人全体ではなく、パキスタン・フィリピン、インドネシアなど、韓国に比べて所得水準が低い東南アジア諸国からの移住労働者や結婚移民者子女を指している現状があるからである。

こうした事情から、「世界人」という意味の造語（韓国の固有語）である「オンヌリアン」が提案されたり「多文化」という用語に変えられたりもしたが、結局このような用語も当事者をカテゴリー化して区分してしまうことになるので反対の声がある⁽⁶⁷⁾。

このような混血人を他者化させるメカニズムについて、薛は、純血民族主義と人種主義及び階層的民族性概念として説明している⁽⁶⁸⁾。つまり、「混血人」という用語は純血主義的民族観念を土台として作られた単語であるため、韓民族と異民族との間で生まれた人を「第3のカテゴリー」として設定して韓民族から排除するための装置として作用しており、グローバル時代にこうした一つの民族のみを取り上げる概念は修正されるべきである。そして、韓国国籍を取得した結婚移民2世の場合は「コシアン」ではなくあえて言うならば「アジア系コリアン」であると述べている⁽⁶⁹⁾。

最近では、「コシアン」という用語は一部の市民団体では依然として使用されているが、政府をはじめ一般的には「多文化子女」が通用されている。しかしながら、彼をどのような用語で呼ぶかという問題は移住民2世自身のアイデンティティとそれをどのように受け入れるべきかといった問題と繋がっており、こうした2世の問題は、今後の多文化社会としての韓国社会にとって最も現実的であり真剣に考えていかなければならない課題である。

6 おわりに

以上、1990年代以降滞留外国人の増加とともに定住化が進行する中、韓国社会の「多文化社会」として変貌について考察した。人口構成の変化とともに、エスニックタウンの形成や多文化家庭及び多文化学校の出現、多言語メディアの登場など社会のさまざまな空間における多文化現象が進み、また、外国人に対する人権・差別的諸問題も台頭した。こうした社会的諸問題に対して、初期には市民団体などによる運動や支援活動が展開されていたが、2000年代以降からは政府による外国人政策の転換によって状況は大きく変化した。

とくに、2000年代以降、開放的・積極的な移民政策が展開し、合法的外国人労働者の受け入れとともに、国内外国人の社会統合政策の一環として多文化政策が積極的に展開されることになった。こうした移民政策及び社会統合政策（多文化政策）の背景の大きな要因

(65) 慶尚南道外国人労働者相談所・李チョルスン所長。http://kr.blog.yahoo.com/pleamore/2795

(66) http://chjung77.tistory.com/1062

(67) 『中央日報』2009.11.23.

(68) 前掲書、薛東勳、pp.140-142.

(69) 前掲書、薛東勳、pp.137.

の一つに、低出産・高齢化による人口問題及び家族の「解体」問題があった。そして、韓国は先進国への仲間入りを達成するための国家的課題が残されており、グローバル競争時代において国家競争力を高める人材確保は優先課題と認識している。

韓国政府は、今後も外国人増加は続き、社会の「多文化」化は進行すると予想しており、多文化政策的な社会統合政策に積極的に取り組んでいる。しかしながら、多文化に対する国内外国人の理解の格差による社会葛藤の激化や外国人に対する偏見や差別、外国人犯罪の急増など社会的問題が深刻化する可能性も増大しつつある。

この意味で、韓国政府によって進められている社会統合政策がどのように機能しているのか、韓国で展開されている多文化政策とはどのような多文化主義政策であるのか、そして、こうした多文化政策的な社会統合政策の展開と単一民族主義的発想に基づいた「韓国人」(国民)の概念と定義がどのように関わっているのかについて、今後さらに研究を進めていきたい。

参考文献

〔韓国語文献〕

- Marco Martinello, 1997, 『現代社会と多文化主義』ハンウル.
- イエドンゲン, 2009, 「韓国の地域多文化空間に関する批判的接近」在外同胞と多文化学会
会議(高麗大学インチョン記念館)2009.12.23.
- かせたに ともお, 「ソウルの『チャイナタウン』: 排除と同化の中の在韓華僑のエスニシ
ティ」『韓国学研究』9集, pp.329-346.
- 黄ジョンミ, 2007, 「多文化社会に対する韓国人の態度と人種的排除主義」多民族多文化
社会に向かう韓国社会の挑戦と展望の国際学術大会, 韓国文化人類学会・ユネスコ亜細
亜太平洋国際理解教育院(ソウル大韓商工会議所 2007.9.13).
- 金ナムイル, 2007, 「開かれた社会具現のための外国人政策の方向」韓国社会学会編『韓
国的「多文化主義」の理論化』東北亜時代委員会(07-7), pp.141-171.
- 金ヒョンミ, 2005, 『グローバル時代の文化翻訳』もう一つの文化.
- 行政自治部, 2006, 「国内居住外国人の実態調査結果」行政自治部.
- 現代経済研究院, 2009, 「国内多文化現象の特徴と示唆点—成熟した多文化社会のための
課題」『経済週評』09-44(通巻373号), pp.1-16.
- チェムヒョン, 2008, 「多文化時代の少数者政策の手段に関する研究: 参与政府の『多文
化政策』を中心に」『韓国行政学報』第42巻第3号(2008秋), pp.51-77.
- 宋ゾンホ, 2006, 「外国人労働者支援団体の現況と活動」『民族研究』第28号, pp.29-52.
- 朴ゾンジン他, 2006, 「『韓国の中の外国人村』国内居住外国人1%時代, 国家別に定着村
形成」『週刊韓国』2106, 2006.1.17.
- 張スヒョン, 2002, 「韓華, その排除の歴史」『当代批評』19号, pp.245-258.
- 張スヒョン, 2001, 「韓国華僑の社会的位相と文化的アイデンティティ」『国際人権法』第
4号, pp.1-30.
- 保健福祉家族部, 2009, 『2009年家族事業の案内』保健福祉家族部発行.
- 李正熙, 2004, 『チャイナタウンのない国: 韓国華僑経済史』サンスン経済研究所.

- 関係省庁合同, 2006, 『第1次低出産・高齢化社会本計画(案)2006-2010』.
- 金ウンミ他 2008「多人種・多民族社会の形成と社会組織—ソウルの外国人村の事例」『韓国社会学』第42集2号, pp.1-35.
- 金ヒョンソン, 2006, 「国民, 半国民, 非国民—韓国の国民形成の原理と過程」『社会研究』韓国社会調査研究所編2(2)通巻12号, pp.77-106.
- 国家人権委員会, 2003, 「混血人73.3%, 肌色でいじめられた」報道資料2003.12.16.
- 国家人権委員会, 2003, 『国内居住華僑の人権実態調査』.
- 張ミヘ, 2008, 「多文化社会の未来と政策的対応方案」『ゼンダーレビュー』秋号, 44-47.
- 保健福祉部, 2005, 『国際結婚移住女性の実態調査及び保健・福祉支援政策方案』.
- 法務部出入国・外国人政策本部, 2010, 『出入国・外国人政策統計月報[2010年4月号]』.
- 朴キョンテ, 2005, 「移住労働者をみる視覚と移住労働者の運動の性格」『経済と社会』第67号, pp.88-112.
- 朴キョンテ, 2008, 『少数者と韓国社会—移住労働者, 華僑, 混血人』フマニタス.
- 朴チョンウン, 2003, 「韓国教会の外国人労働者宣教の現実と発展課題」『月刊教会成長』<世界と今日> 2003.7.
- 朴チョンウン, 2006, 「『コシアン』の意味と移住児童人権」.
<http://kr.blog.yahoo.com/pleamore/2795>
- 李ゾンドゥ, 2004, 「外国人労働者政策の変化と市民団体の役割」『民族研究』第12号, pp.29-48.
- 薛東勳, 2001, 「韓国の外国人労働者の人権侵害の実態と対策」『人権と平和』2(1), pp.53-83.
- 薛東勳, 2002a, 「外国人労働者支援の市民団体の10年間の争点と課題」『市民社会』6(春), pp.34-46.
- 薛東勳, 2002b, 「韓国の外国人労働者: 現代版奴隷なのか, 外国人傭兵なのか?」『当代批評』6(1), pp.53-68.
- 薛東勳, 2003a, 「韓国の外国人労働運動, 1992-2002年」金ジンギョン編『低抗, 連帯, 記憶の政治2: 韓国社会運動の流れと地形』文化科学史, pp.76-99.
- 薛東勳, 2003b, 「韓国の外国人労働運動, 1993-2003年: 移住労働者の低抗の記録」『進歩評論』17秋号, pp.246-269.
- 薛東勳, 2005, 「移民と多文化社会の到来」金ヨンギ編『韓国社会論』全北大学校出版部, pp.3-23.
- 薛東勳, 2006, 「『コシアン』…強者の横暴が作った『差別の言語』」《国政ブリフィング》2006.3.6.
- 薛東勳, 2006, 「国民, 民族, 人種: 結婚移民者子女のアイデンティティ」『東北亜“多文化時代”韓国社会の変化と統合』東北亜時代委員会, 06-8, pp.79-96.
- 薛東勳, 2007, 「混血人の社会学: 韓国人の位階的民族性」『人文研究』嶺南大学人文科学研究52, pp.125-160.
- 「私たちを『コシアン』ではなく『コリアン』と呼んでください」
<http://chjung77.tistory.com/1062>
- 「『コシアン』は差別用語だ。使うな!」<http://kr.blog.yahoo.com/pleamore/2795>

「タガログ語で礼拝するフィリピン教会」

<http://kr.blog.yahoo.com/core.corea/1652>

「多文化家庭 RUSSIAN DIADPORA & ロシアン家族支援センター」

<http://cafe.daum.net/rusworship>

「カンファサムソン外国人教会創立1周年記念礼拝」『基督教タイムズ』2008.1.2.

<http://www.kmctimes.com/news/articleView.html?idxno=25640>

『ソウルグローバルセンター』 <http://global.seoul.go.kr>

『多文化教会』 <http://damoonhwa.net/>

『DANURI』 <http://liveinkorea.mogef.go.kr/changelocale.do>

『大紀元時報』 <http://www.epochtimes.co.kr/>

『NTDTV』 <http://www.ntdtv.co.kr/>

『希望之声国際放送局』 <http://www.soundofhope.kr/index.php>

『多文化放送局 SaladTV』 <http://saladtv.kr/>

『MNTV』 (Migrant Network TV) <http://www.mwvtv.or.kr/>

『chosun. com』 2010.6.4. 討論のひろば「多文化家庭子女教育にも関心を」

http://forum.chosun.com/bbs.message.view.screen?bbs_id=101100&message_id=561442

『chosun. com』 2009.4.1.

<http://www.chosun.com/cp/edaily/200907/22/20090722000256.html>

『chosun. com』 2010.3.1.

http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2010/03/01/2010030100380.html

『dongA. com』 2010.6.9. 「多文化子女の代案学校設立」

<http://news.donga.com/3/all/20100609/28964203/1>

『IT DAILY』 2008.7.14.

<http://www.itdaily.kr/news/articleView.html?idxno=14865>

『オンタイムズ』 2010.1.15.

<http://www.ontimes.kr/detail.php?number=5582>

『ジェキョン日報』 2006.11.14.

<http://news.jkn.co.kr/article/news/20061114/3720090.htm>

『韓国日報』 2008.7.15. 「KT, IPTV 多言語支援—「多文化放送」時代に」

<http://news.hankuuki.com/page/economy/200807/h2008071503155921500.htm>

『中央日報』 2009.11.23.

http://article.joins.com/article/article.asp?total_id=3887369

『東亜日報』 2009.2.5. 「差異を超えて／共に生きる方法」 < 2 > 「ソウルの『外国人地図』」

<http://www.ontimes.kr/detail.php?number=5582>

『東亜日報』 2009.3.11. 「差異を超えて」 < 7 > 「多文化代案学校」

<http://www.donga.com/fbin/output?n=200903110127&top20=1>

『文化日報』 2008.8.14. 「『多民族・多文化』 グローバルコリアンへ」

<http://www.munhwa.com/news/view.html?no=20080814010335270680021>

『ハンギョレ新聞』 2009.11.8. 「韓国華僑の経済活動及び社会的地位に関する研究」

『ニュースワイヤ』 2009.11.8. 「国内多文化現象の特徴と示唆店」

[日本語その他の文献]

- 関根政美, 2006, 「多文化国家における移民政策のジレンマ」『社会学評論』56(2), pp.329-346.
- 山脇啓造, 2009, 「韓国における外国人政策の転換について」『国際文化研修』冬, vol.62, pp.38-44.
- 澤田佳世, 2009, 「韓国における<国民>の再生産とグローバル化する<家族>の再国民化—少子化と国際結婚をめぐる政策に注目して—」国際移動とジェンダー研究会編『アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー再配置』pp.79-92.
- 宣元錫, 2010, 「移民政策のマネジメント化—保守政権下の韓国移民政策」移民政策学会編『移民政策研究』第2号, pp.105-119.
- Castles, S. and M. T. Miller, 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, 4th revised and updated edition, London: Palgrave Macmillan.

[抄 録]

本稿では、滞留外国人の増加と定住化の進行によって韓国社会がどのように変貌しつつあるのかを明らかにするため以下の2点に注目して調査と分析を行った。

- 1) 韓国政府の外国人政策（移民政策）の展開と韓国社会の諸場面にみられる「多文化現象」、社会的諸問題についての考察
- 2) 血統主義と単一民族国家としての理念のもとに形成されていた「韓国人」という国民としての規定の変化についての考察

結論としては

- 1) 「外国人構成員」及び「新たな韓国人」の出現により、韓国社会の人口構成は可視的に変化し、従来の単一民族的な発想による「韓国人」＝「a. 韓民族」という血統・民族中心の発想は既に成り立たなくなった。
- 2) 多文化に対する国内外国人の理解の格差による社会葛藤の激化や外国人に対する偏見や差別、外国人犯罪の急増など社会的問題が深刻化する可能性は増大の一途にあり、現在、韓国政府によって進められている社会統合政策としての多文化政策がどのように機能するのか、詳細に分析して、その問題点を早急に洗い出す必要がある。